

計 画 年 度

令和3年度～令和12年度

徳島県における獣医療を提供する体制の
整備を図るための計画書

令和3年4月

徳 島 県

目 次

はじめに	1
第1 整備を行う診療施設の内容その他診療施設の整備に関する目標	3
1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状	
(1) 診療施設	
(2) 主要な診療機器等	
2 診療施設の整備に関する目標	
第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	6
第3 産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師の確保に関する目標	7
1 獣医師の現状及び確保目標	
2 獣医師の確保対策	
(1) 獣医学生等に対する就業支援	
ア インターンシップ制度の充実	
イ 就業誘引活動の強化	
ウ 修学資金貸与事業の推進	
エ 就業環境の改善	
(2) 獣医療分野間の連携強化	
(3) 家畜防疫活動における広域連携の強化・維持	
第4 産業動物分野及び公務員分野における獣医療関連施設の機能・業務の連携	12
1 組織的な事前対応型家畜防疫体制の確立	
2 予防衛生を中心とした集団管理衛生対策の強化	
3 診療施設・診療機器の効率的利用	
4 獣医療情報の提供システムの整備	
5 診療効率の低い地域に対する獣医療の提供	
第5 診療上必要な技術研修の実施その他獣医療に関する技術向上に関する事項	13
1 産業動物分野	
2 公務員分野	
3 小動物分野	
4 生涯教育	
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	14
1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	
2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等	
(1) 産業動物分野及び公務員分野	
(2) 小動物分野	
3 その他	
(1) 広報活動の充実	
(2) 診療施設の整備	

はじめに

本県の獣医療は、飼育動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産の発展と公衆衛生の向上に大きく貢献するとともに、牛・豚等の家畜（以下「産業動物」という。）をはじめ、犬・猫等愛玩動物（以下「小動物」という。）の健康保持に成果をあげてきた。

一方、近年の獣医療を取り巻く状況には著しい変化がみられ、国内外における高病原性鳥インフルエンザをはじめとした越境性動物疾病の発生、さらに、国際的な懸念となっている薬剤耐性菌の増加は、我が国における畜産物の安定供給や食品の安全性の確保に対する考え方について、再検討を行う契機となっている。また、人、飼育動物及び野生動物並びにこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の考え方に基づいた学術研究や感染症予防・管理対策、家畜衛生・公衆衛生のニーズに対応した様々な取組が、国際機関を含む国際社会において協調して進められている。そのため、これらの取組を支える獣医師に対する国際的・社会的ニーズと果たすべき責任の急速な増大とともに、それを担う獣医師の養成・確保が必要となっている。

産業動物分野における獣医療は、畜産業における飼養規模の拡大と集約化が進展する中で、農場単位や群単位での管理形態が普及しており、生産者からは、予防衛生に基づく生産獣医療の提供に対する要請が高まっている。このため、獣医師に対して、従前にも増して伝染性疾病の予防や食品安全、農場の収益向上につながる農場単位や群単位での管理に適した飼養衛生管理指導や集団管理衛生技術等の提供、さらには、農場HACCPや畜産GAPの導入・普及時における指導等、幅広い獣医療の提供が要請されるようになってきている。また、毎年のように発生がみられる高病原性鳥インフルエンザや、平成30年の発生から終息に至っていない豚熱、近隣アジア諸国で猛威を振るっているアフリカ豚熱等、ここ10年の間に、地域経済に重大な影響を及ぼす家畜伝染病の国内発生リスクは飛躍的に高まっている。特に、高病原性鳥インフルエンザに関しては、令和2年度、本県養鶏場では「初」の事例を含む2例の発生が確認されたが、地鶏出荷羽数全国一位の「阿波尾鶏」を含め、肉用鶏飼育が盛んな本県においては、今後再び、県内で発生させないための防疫対策、さらには、万一の発生に備え、市町村・畜産関係団体及び生産者等と一体となって組織的に機能する家畜防疫管理体制の確立が急務となって

いる。

しかしながら、産業動物臨床分野及び公務員分野における新規獣医師の参入の減少、離職者の増加、産業動物臨床獣医師の高齢化等による食料生産現場における獣医師不足は、国民生活を脅かしかねない正に深刻な状態が続いており、産業動物臨床分野及び公務員分野に携わる獣医師の安定的な確保が、本県の獣医療を提供する体制の整備を図る上で緊急の課題である。

一方、小動物分野においては、飼育者から、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、より高度かつ広範な診療技術の提供、丁寧かつ的確な診療内容の説明及び保健衛生指導が求められており、国民生活における小動物の位置付けが家族の一員となっている状況等を背景として、この傾向が今後とも継続するものと考えられる。したがって、飼育者のニーズに適切に対応した獣医療を提供し得るよう、診療技術の修得体制及び保健衛生指導の充実の促進を図るとともに、愛玩動物看護師法の成立により、小動物診療において獣医師の担う業務と愛玩動物看護師の担う業務の明確化を踏まえた適切な役割分担と連携を通じたいわゆるチーム獣医療提供体制の充実が期待されることから、体制の確立に向けて獣医師と愛玩動物看護師の連携の強化が重要となっている。

このような中、本県の獣医療が、今後とも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生の向上及び食品の安全性の確保等に寄与するものとなるよう、獣医師の確保や獣医療関係施設の機能連携、獣医療に関する技術の向上等、質の高い獣医療を安定的に提供する体制整備に向けて、令和12年度を目標年度とする整備方針を定めることとする。

第1 整備を行う診療施設の内容その他診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設

各地域における産業動物診療施設の開設状況は、次のとおりである。

開設主体別にみると、県は家畜保健衛生所（以下「家保」という。）が4か所、農業協同組合（以下「農協」という。）4か所、農業共済組合（以下「共済」という。）1か所、その他団体8カ所、個人開業施設29カ所となっている。

地域区分	診療施設数	内容（開設主体の種類別内訳）				
		家保	共済	農協	その他団体	個人開業施設
阿南地域	1	1				
徳島地域	21	1		2	2	16
吉野川地域	20	1	1	2	4	12
東みよし地域	4	1			2	1
合計	46	4	1	4	8	29

資料：獣医療法第3条の届出（令和2年12月現在）

休止中の施設は含まない。

(2) 主要な診療機器等

産業動物診療施設における主要な診療機器のうち、同一地域において複数の開設主体で整備されており、緊急時において施設間で機能連携が可能な設備は、血液生化学分析装置、自動血球計算機、分光光度計等の基本的な検体成分分析装置のほか、生体画像診断機（超音波診断装置）や孵卵器等一部の機器に限定されている。

地域区分	診察室	手術室	剖検室	焼却施設	X線装置	備考
阿南地域			1			
徳島地域			1	1		
吉野川地域	1	1	1	1	1	
東みよし地域			1	1		
合計	1	1	4	3	1	

地域区分	検体成分分析装置				生体画像診断装置	備考
	血液生化学分析装置	高速液体クロマトグラフ	分光光度計	自動血球計算機	超音波診断装置	
阿南地域	1			1	1	
徳島地域	3	1	1	3	2	
吉野川地域	2			1	3	
東みよし地域	1		1	1	1	
合計	7	1	2	6	7	

地域区分	免疫・DNA診断装置等			備考
	酵素抗体測定装置	蛍光顕微鏡	PCR装置	
阿南地域	1			
徳島地域	1	1	1	
吉野川地域	1		1	
東みよし地域	1			
合計	4	1	2	

地域区分	免疫・DNA診断装置等			備考
	孵卵器	嫌気性菌培養装置	クリーンベンチ	
阿南地域	1			
徳島地域	1	1	1	
吉野川地域	1	1	2	
東みよし地域	1		1	
合計	4	1	4	

2 診療施設の整備に関する目標

家保においては、経済のグローバル化の急激な進展、畜産経営基盤強化の必要性、及び高病原性鳥インフルエンザ・豚熱等の家畜伝染病の発生リスクの増大に対応するため、農場段階の集団衛生管理技術の提供や、事前対応型の家畜防疫体制の確立を図る必要がある。さらには、家保庁舎の老朽化、公務員獣医師の確保難による家保職員数の減少により、迅速・的確な行政サービスの提供に支障を来す恐れから、将来を見据えた「あるべき家畜保健衛生所」を実現することを目的に、令和2年3月、「徳島県・家畜保健衛生所・機能強化・基本構想」を策定したところである。

将来的には、現行の4庁舎体制から3庁舎体制に移行し、家畜伝染病の防疫体制の強化を図るとともに、畜産振興の総合指導拠点や地域を支える畜産技術者の養成といった、きめ細かな行政サービスの提供を図ることとする。

また、共済や個人の開業診療施設等が行う家畜疾病の診断・診療技術の向上等のために必要な施設・機器等の整備については、各地域の家畜飼養頭数や家畜疾病の発生状況を踏まえ、過剰な投資とならないよう、「診療施設整備計画」に基づく長期低利の融資制度の活用等により整備の推進を図る。

(参考) 徳島県・家畜保健衛生所・機能強化・基本構想

本県畜産業を取り巻く状況、家畜保健衛生所の現状と課題等を踏まえ、将来を見据えた機能強化が必要である。このため、県内を3圏域と捉え（3庁舎体制）、畜産経営のゾーニング、農家ニーズ等を考慮した機能強化を図る。

	中央圏域	南部圏域	西部圏域
圏域	徳島市，鳴門市，小松島市，吉野川市，阿波市，勝浦郡，名東郡，名西郡，板野郡	阿南市，那賀郡，海部郡	美馬市，三好市，美馬郡，三好郡
畜産経営のゾーニング	「酪農」，「肉牛」，「養豚」を中心とした畜産ゾーン	・「阿波尾鶏」，「プロイラー」の養鶏ゾーン ・中山間地域に畜産農家が点在	
機能強化の方向性	・畜産農家の競争力強化を図るための体制を整備し，新たな業務にも対応することで，畜産農家に対する行政サービスを向上		
	・基幹的家畜保健衛生所 ・高度病性鑑定機能 ・畜産技術者の養成	・家畜診療や家畜人工授精業務に対応 ・中山間地域への巡回指導	

【機能強化による効果】

- ・南部・西部圏域で、今度増加が予想される「家畜診療」や「家畜人工授精業務」等にも対応が可能となる等、「畜産振興の総合指導拠点」として機能を発揮
- ・更なる家畜伝染病防疫対策の確立
- ・「地域を支える」畜産技術者の養成

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

本県における獣医療を提供する体制の整備が必要と見込まれる地域区分（以下「地域区分」という。）は、県下全域であり、家保及び共済の所管地域ごとに設定している。なお、地域獣医療の公益性・公平性が保たれるよう、家保が3庁舎体制に移行した後は、次のとおりである。

移行後も地域における家畜飼養頭羽数の変化や地域社会のニーズ等を十分に考慮し、引き続き検討を行う。



地域区分	家保庁舎	共済	市町村
南部圏域	南部庁舎	南部支所	阿南市、那賀郡、海部郡
中央圏域	中央庁舎	南部支所	小松島市、勝浦郡
		本所	徳島市、鳴門市、名西郡、名東郡、板野郡
		西部支所	吉野川市、阿波市
西部圏域	西部庁舎	西部支所	美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

第3 産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の現状及び確保目標

令和12年度を目標年度とする産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保目標は、次のとおりとする。

令和2年12月末現在、徳島県内獣医師総数は346名であり、産業動物分野に携わる獣医師は20名（農協3名、共済7名、民間10名）。公務員分野の獣医師は106名（非正規職員含む。）、このうち家保の家畜防疫員は34名（非正規職員含む。）である。一人当たりの管理頭数は2,616Uと、農業産出額に占める畜産業産出額がほぼ同じ規模の周辺府県と比較して、現状では、同じ水準の家畜防疫体制が確保できている。しかしながら、令和12年度までに高齢化による廃業や退職等により、産業動物分野で10名程度、公務員分野では20名程度が離職する見通しであること、また、これらの分野への新規参入の低迷等を理由に、今後とも獣医師は減少傾向にあると考えられ、家保を速やかに3庁舎体制に移行、職員の集約化を図ることで、獣医療を継続的に提供できる体制を構築する必要がある。

一方、「徳島県酪農・肉用牛生産近代化計画」及び「徳島県家畜・鶏改良増殖計画」においては、畜産物の需要動向に即した生産基盤を維持強化するため、今後10年間で、乳用牛飼養頭数については約20%の減少、肉用牛の飼養頭数については約10%の増加、豚の飼養頭数については約13%の減少、鶏の飼養羽数については現状維持を見込んでいる。今後とも、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の侵入に対する危機管理体制の強化、安全で良質な畜産物の安定供給等に的確に対応するため、獣医療へのニーズを把握しながら、不足が見込まれる産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師の計画的確保に優先して取り組む必要がある。

また、近年は職域の拡大により、持続的な獣医療技術の提供が期待できる活動年齢も上がっている。本県の獣医療に従事していない離職・休職中の獣医師数は、県全体の約16%を占めているが、復職が期待される獣医師を補完的に活用する人材支援体制づくりは、職域や地域偏在の解消に向けた即効性のある取組みとして期待できる。

	令和2年12月現在の 獣医師数	令和12年度までに退 職・廃業が見込まれ る獣医師数	令和12年度までに確 保すべき獣医師数
産業動物獣医師数	20	10	10
共済	7	1	1
農協	3	3	3
民間	10	7	7
公務員獣医師数（県）	106	20	20
農林水産部	53	10	10
危機管理環境部・ 保健福祉部	53	10	10

※資料：獣医師法第22条の届出（令和2年12月末現在）

徳島県獣医師数346人（うち獣医事に従事していない者 70名（70歳未満 22名））

周辺府県における畜産業産出額及び家畜保健衛生所の家畜防疫員1人当たりの管理頭数（R2.3.31）

都道府県	農業産出額		家畜防疫員数 (人)	家畜衛生単位 (U)※	1人当たり 管理頭数 (U/人)	都道府県	農業産出額		家畜防疫員数 (人)	家畜衛生単位 (U)※	1人当たり 管理頭数 (U/人)
	(億円)	うち畜産業 (%)					(億円)	うち畜産業 (%)			
徳島県	961	263 (27.4%)	35	91,560	2,616	中国四国各県	1,417	581 (41.0%)	62	196,014	3,162
滋賀県	647	107 (16.5%)	23	28,334	1,232	岡山県	1,168	467 (40.0%)	56	157,582	2,814
京都府	666	125 (18.8%)	40	32,103	803	広島県	629	178 (28.3%)	43	57,684	1,341
大阪府	320	19 (5.9%)	17	3,337	196	山口県	803	320 (39.9%)	25	114,959	4,598
兵庫県	1,509	569 (37.7%)	48	157,973	3,291	香川県	1,207	249 (20.6%)	38	89,725	2,361
和歌山県	1,109	49 (4.4%)	24	11,057	461	愛媛県	1,117	81 (7.3%)	31	21,470	693
鳥取県	761	286 (37.6%)	30	83,763	2,792	高知県					
島根県	612	252 (41.2%)	32	62,391	1,950	全平均	923	253 (27.4%)	36	79,140	2,022
						標準平均 (平均±5%)	926	302 (32.7%)	36	94,008	2,707

※ 牛、豚、鶏の飼養頭数を換算係数（牛：豚＝1：0.2：0.01）で乗じて算出

家畜の増殖目標

	2年度	12年度	出典
乳用牛	4,200頭	3,300頭	※1
肉用牛	22,100頭	24,400頭	
豚	44,000頭	38,000頭	※2
採卵鶏	1,100千羽	1,000千羽	
肉用鶏	4,549千羽	4,500千羽	

※1 「徳島県酪農・肉用牛生産近代化計画」

※2 「徳島県家畜・鶏改良増殖計画」

家畜疾病の発生状況（令和2年）

家畜疾病の発生状況（令和2年）

乳用牛、肉用牛

(単位：頭、件)

地域区分	飼養頭数※ (飼養戸数)	死亡廃用共済 加入頭数 (加入率)	疾病傷害共済 加入頭数 (発生率)	死廃事故 頭数 (発生率)	病症事故 発生件数 (発生率)	うち共済診療件数 (共済割合)	伝染性疾病 発生件数	
							(監視伝染病)	(監視伝染病以外)
県下	26,333 254戸	21,020 79.8%	10,995 52.3%	484 2.3%	6,204 56.4%	3,054 49.2%	4	41

※令和2年家畜伝染病予防法第12条の4に基づく定期の報告より

豚

(単位：頭、件)

地域区分	飼養頭数※ (飼養戸数)	伝染性疾病 発生件数	
		(監視伝染病)	(監視伝染病以外)
県下	43,954 25戸	3	1

※令和2年家畜伝染病予防法第12条の4に基づく定期の報告より

鶏

(単位：百羽、件)

地域区分	飼養羽数※ (飼養戸数)	伝染性疾病 発生件数	
		(監視伝染病)	(監視伝染病以外)
県下	56,404 237戸	4	24

※令和2年家畜伝染病予防法第12条の4に基づく定期の報告より

2 獣医師の確保対策

依然として、新規獣医師の約半数が小動物分野を選択する職域偏在があり、産業動物臨床獣医師や公務員獣医師不足が傾向的に加速している。このことは、産業動物診療施設や家保の人員不足につながり、家畜伝染病発生時の初動防疫措置の遅れや、獣医療の提供が行われない地域が拡大することが危惧される。

(1) 獣医学生等に対する就業支援

ア インターンシップ制度の充実

獣医学生が産業動物診療や家畜衛生行政・公衆衛生業務等の理解を深めるため、県機関（家保、食肉衛生検査所等）や共済においては、体験研修の受入れ等を積極的に進める。特に獣医系大学の立地場所を踏まえ、遠方からも学生が活用しやすい制度とするよう、必要な支援の充実を図る。

(参考) 徳島県獣医学生インターンシップ実施制度

公務員獣医師の業務内容や社会的責任について、県機関での実務体験を通して、獣医学生の理解醸成を図ることを目的としており、インターンシップ支援として、在学機関と研修受講機関との往復交通費の一部を助成している。

イ 就業誘引活動の強化

引き続き、獣医系大学への訪問や地元高校生等を対象とした職業ガイダンスへの参加等、あらゆる機会を捉えて、就業誘導のためのリクルート活動を強化するとともに、獣医学生の要望を吸収する。

ウ 修学資金貸与事業の推進

公益社団法人徳島県獣医師会（以下「獣医師会」という。）や公益社団法人徳島県畜産協会（以下「畜産協会」という。）等関係機関と連携し、獣医学生や獣医系大学の他、獣医系大学への進学を志す高校生を対象に、徳島県獣医師修学資金について幅広いPR活動を展開し、その活用を促進する。

(参考) 徳島県獣医師修学資金貸与制度

本県の家畜防疫・公衆衛生を支えていこうとする獣医学生（5年生又は6年生）を対象に修学資金の貸与を行う制度であり、平成23年度より運用（家畜防疫については国の事業も利用）。月額10万円を上限として、大学卒業まで貸与が受けられる。

また、大学卒業後、県機関等で貸付期間の1.5倍の期間勤務すれば返還が免除される。

エ 就業環境の改善

慢性的に不足する公務員獣医師の確保については、採用試験の柔軟な実施、受験年齢の制限緩和、初任給調整手当の拡充、さらには、令和3年4月からは新たに創設された特定獣医師職給料表の適用等、先進的に取組を進めてきたところであるが、将来的にも安定的に確保していくため、職場環境の更なる改善について、検討を行うこととする。

(2) 獣医療分野間の連携体制の維持

高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染病の大規模発生等において、家畜の殺処分、消毒措置や疫学調査等初動防疫に迅速・的確に対応するため、獣医師会や獣医療関連施設と連携し、緊急時の人的支援ネットワーク「Vサポート徳島」を、民間獣医師や退職した獣医師を含めた協力体制を維持する。

また、将来的には、一時的な休職や育児期間中の勤務時間短縮等への柔軟な対応や、離職中の獣医師の産業動物臨床分野及び公務員分野への再就職等に応える人材バンクとして機能する支援制度の構築に努めることとする。

特に、県においては、家畜衛生・公衆衛生行政間の人事異動を一層推進し、獣医療のめざましい進展に伴い、今後ますます高度化・多様化していく獣医療技術や関連産業等に関する知識・技術について、職員個々の習熟度を高めるとともに、他分野の業務内容を理解し合い、緊急時に補完し合える環境づくりに努めることとする。

(3) 家畜防疫活動における広域連携の強化・維持

高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の重要な家畜伝染病の大規模発生等においては、発生都道府県が最大限に取り組むことはもとより、広域的な協力体制のもと初動防疫に傾注した迅速かつ着実な封じ込めが必要である。

広域防災分野で連携構築を推進する関西広域連合構成府県や四国各県との間で、発生府県の要請に応じ、県域を越えて直ちに人的支援が発揮される広域協力体制に以下のとおり連携しており、引き続き強化・維持に努めることとする。

ア 四国家畜防疫支援チーム

四国内において、家畜伝染病が発生し、緊急的な防疫措置が必要となった場合や感染が拡大した場合、県域を越えた防疫活動を迅速かつ着実に実施するため、防疫資材の融通や家畜防疫員の派遣等の支援を行う。

イ 関西広域連合

関西全体の安全・安心を向上させ、国内のみならず世界の防災・減災モデル「関西」を実現することを目指し、大規模広域災害に対して、関西広域連合がとるべき対応方針やその手順等を定める「関西防災・減災プラン感染症編（高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫等）」が平成26年6月28日に策定された。

現在、国内における豚熱発生を受け、「豚熱発生に備えた関西広域連合構成団体等連絡会議」を開催する等、構成府県市・連携県等における連携強化を図る。

(参考) 徳島県緊急家畜防疫支援獣医師団「Vサポート徳島」

平成22年に宮崎県で未曾有の畜産被害をもたらした口蹄疫の大規模発生を受け設置。

国内で口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等重要な家畜伝染病が発生し、緊急的な防疫措置が必要となった場合及び発生が拡大化・長期化した場合、予め県に登録した家畜保健衛生所獣医師等で構成する登録員を、現地防疫活動の迅速・着実な実施を目的に派遣する人的支援制度。

第4 産業動物分野及び公務員分野における獣医療関連施設の機能・業務の連携

1 組織的な事前対応型家畜防疫体制の確立

家畜伝染病発生時に初動防疫を実践する家保を地域防疫の拠点として中核に据え、初動防疫活動に必要な資機材や消毒薬の備蓄の充実を進めるとともに、関係団体等との定例会・研修会等を活用し、県組織はもとより、共済、農協、開業獣医師等関連機関と相互の連携強化を図る。

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の重大な家畜伝染病の発生に備え、関連機関間の連絡・応援体制を整備し、患畜等の殺処分・焼埋却、消毒等初動防疫活動が迅速に実施されるよう、防疫演習、研修等を定期的実施する。

2 予防衛生を中心とした集団管理衛生対策の強化

農場段階での集団管理衛生技術の提供、家畜伝染病の発生予防、生産性阻害疾病の除去や家畜の生産機能に密接な関連を有する病傷事故の低減等を図るため、畜産協会や共済等と協力し、病性鑑定やサーベイランス体制を強化する。

3 診療施設・診療機器の効率的な利用

産業動物の獣医療について効率的な診療体制の整備を図るため、関連診療施設が有する機能及び業務の連携を促進する。

特に開業獣医師等による整備が困難と考えられる高度診療・検査機器については、飼養動向や疾病の発生状況を踏まえ、迅速かつ的確な診断体制の提供に地域格差が生じないように配慮しつつ、家保において計画的な整備に努めるとともに、関連施設間で効率的利用が図られるよう整備施設の使用について積極的に協力する。

4 獣医療情報の提供システムの整備

産業動物の獣医療に携わる機関・団体が有する臨床データや衛生検査成績、食肉衛生検査成績等の情報について、研究会の開催やデータベース化等相互に利用しやすい体制の整備を推進する。

5 診療効率の低い地域に対する獣医療の提供

産業動物臨床獣医師の高齢化や診療施設の廃止等により、十分な診療の提供が確保できない無獣医地域が生じつつあることから、平成21年度より、西部圏域では家保による補完的な診療の提供に取り組んでいる。

しかしながら、産業動物臨床獣医師の高齢化、職域や診療施設の設置地域の偏在はますます進み、南部圏域をはじめ診療効率の低い地域の更なる拡大が危惧されることから、今後、獣医療関係者間の意見調整を十分に図った上で、近隣の診療施設等が分担して診療を提供する体制の整備を推進する一方、家保による診療地域の拡大、提供技術の高度化も考慮して対応に努めることとする。

第5 診療上必要な技術研修の実施その他獣医療に関する技術向上に関する事項

1 産業動物臨床分野

県、共済、獣医師会等は、関係者との連絡調整を緊密に図り、新たに診療に携わる獣医師に対し、臨床現場における実践的な診療技術や、食の安全性等に関する知見を習得する研修情報の収集と提供に努め、地域における獣医療技術普及の担い手となる指導者の養成を進めることとする。

また、県は、診療獣医師を対象に、関係法令の遵守や飼養衛生管理に関する知識、受精卵移植等の技術習得について、家保との相互連携により研修体制を充実するとともに、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等重要な家畜伝染病の発生に的確に対応するため、民間獣医師の家畜防疫活動への支援体制の条件整備と技術研修の実施を推進する。

2 公務員分野

日々進歩する高度診断技術や最新の家畜衛生情報に精通する獣医師を養成するため、国等が主催する家畜衛生や畜産関係分野等に関する講習会への積極的参加を促進するとともに、伝達講習等を通じて、広く獣医療関係者や生産者等への知識・技術の習熟に努める。

特に、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等家畜伝染病の大規模な発生を想定して、家畜衛生部局だけでなく、保健衛生部局、市町村、共済、民間等の獣医師まで一体となった連絡・防疫体制について、防疫演習等を実施し、関係者への意識の醸成と訓練を図る。

また、西部圏域では既に十分な獣医療の提供が確保できていない状況にあること、診療効率の低い地域のさらなる拡大を見据え、家保職員が地域社会のニーズに対応した獣医療技術を修得するため、「徳島県産業動物獣医療推進事業臨床研修制度」を積極的に活用し、共済獣医師による研修体制を引き続き、診療技術の習熟に努める。

3 小動物分野

獣医師会等は、専門性の高い診療技術の修得に係る技術研修のみならず、新規獣医師を中心とした飼育者とのコミュニケーション能力の向上、関係法令に習熟するための講習会等への参加を促進し、地域獣医療の底上げに努めるものとする。

4 生涯教育

診療獣医師が、さらに高度な獣医療技術や家畜伝染病、公衆衛生等に関する最新の知見・技術を適時取り入れ、社会的ニーズに対応した獣医療の提供を可能とする地域体制の確保を推進していくため、獣医師会は各種学会等の開催情報の発信に広く努めるものとする。

また、県は獣医師会と連携し、離職・休職中の獣医師を対象として国が実施する研修等への参加を支援する。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野における適切な獣医療を提供する体制の整備

畜産業の健全な発展、動物の保健衛生、公衆衛生、食品の安全性の向上等の社会的ニーズに応え、直面する課題に対応するには、効率的かつフレキシブルな獣医療の提供体制の整備が求められる。これまでと同様に、家畜衛生行政、公衆衛生行政や動物愛護、野生動物管理等の自然環境行政等各分野において、獣医師に期待される専門性や状況の把握に努め、必要な監視指導體制の整備、相談窓口の明確化等獣医療技術を発揮する活動分野の展開を推進する。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物臨床分野及び公務員分野

獣医師会や畜産協会等と連携し、生産者に対し、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守や、ワクチン接種等の自衛防疫、食品の安全確保等に関する知識の普及啓発を図る。

(2) 小動物分野

「徳島県動物愛護管理推進計画」に基づき、人と動物が共生できる社会づくりを推進するため、獣医師会等と連携し、小動物の飼育者に対し、小動物の健康管理のための衛生知識の普及啓発・相談活動や、人獣共通感染症予防に関する情報の提供等を行う。

3 その他

(1) 広報活動の充実

県は獣医師会等関係機関と連携し、県民生活において獣医療が果たしている役割や食品の安全性に対する理解の醸成に努めるとともに、適切な衛生情報の広報活動を充実し、畜産生産者や一般飼育者の衛生知識の向上を支援する。

(2) 診療施設の整備

本計画に基づき産業動物診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規程に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資が適切に活用されるよう、一層の支援を行う。